

ねんきん「一ナー」



平成23年度の老齢基礎年金額は788,900円(満額)です

20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間や保険料を免除された期間などが、原則25年(300月)あることが必要です。

国民年金保険料を納めることが困難なときは「保険料免除制度」があります

国民年金の保険料は15,020円(平成23年度)ですが、経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態では、万一、障害や死亡といった不慮の事態が

発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

この制度は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」のほか、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付(一部免除)」があります。

※一部納付については、一部保険料が未納の場合、その期間の一部免除は無効(未納と同じ)になります。

また、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合でも、30歳未満の若年者の方については本人・配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの保険料免除期間(一部納付を含む)は、年金受給に必要な期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。

平成23年度の免除などの受付は7月1日から開始され、平成23年7月から平成24年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成23年7月に申請する場合は、平成22年7月から平成23年6月分までの期間(前一年間分)についても申請することができます。

退職(失業)による「特例免除制度」について

退職(失業)した年度および翌年度に限り、「特例免除制度」を利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、本人・配偶者・世帯主の所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関の証明書の写しが必要です。

あなたの会社の育児・介護休業規定は大丈夫？

改正育児・介護休業法が平成22年6月30日にスタートしました。

【改正のポイント】

- ① 子育て中の短時間勤務制度★
- ② 所定外労働の免除制度★
- ③ 子の看護休暇の拡充
- ④ 父親の育児休業取得促進
- ⑤ 介護休暇の新設★

※(★)については、従業員100人以下の企業は適用猶予されていますが、平成24年7月1日から全面適用になります！

育児休業・介護休業に関するご相談も受け付けています。
【お問い合わせ】高知労働局雇用均等室 ☎088-885-6041



問

本庁住民課住基戸籍係

☎43-2800(直通)

佐賀支所地域住民課

総合窓口第2係

☎55-3701(直通)

日本年金機構幡多年金事務所

☎34-1616